

仕様書

(別紙 3 - 1)

(神奈川県立地球市民かながわプラザ)

1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 7 年 1 月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること(別紙 2 - 6 については、1 台のみで可)。ただし、別紙 1「入札物件一覧表」に規定する自動販売機個別条件に該当するものとする。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系 IC カード、二次元コード等での決済をいう。

- (6) 災害救援ベンダー機能を、別紙 2 - 1 および別紙 2 - 4「案内図及び配置図」に示した自動販売機合計 2 台に付加すること。

2 販売条件

- (1) 酒類を除く飲料で、設置者が提示した商品の中から当該県有施設の財産管理者が承認したものとする。ただし、別紙 1「入札物件一覧表」に規定する自動販売機個別条件に該当するものとする。
なお、同一場所に複数台並設する場合は、同一品目を避けることとする。
- (2) 標準販売価格(定価)より 20 円以上引いた価格とすること。

3 安全対策に係る条件

- (1) 設置
自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 食品衛生等
衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連

絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。

- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。

なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。